

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年12月14日 |
| 【会社名】 | 亀田製菓株式会社 |
| 【英訳名】 | KAMEDA SEIKA CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 COO 佐藤 勇 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月18日に提出いたしました第57期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度の末日である平成26年3月31日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社であるTHAI KAMEDA CO., LTD.（以下、TKD社）の棚卸資産が過大に計上されている恐れがあることが判明したため、平成29年10月31日に、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される独立調査委員会を設置し、実態の全容把握とその根本的な原因の解明に努めてまいりました。

平成29年12月14日に受領した同委員会による調査結果を踏まえ、当社は、TKD社が保有する棚卸資産の修正、固定資産の減損処理等を行うことを決定し、過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期から平成30年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社において内部統制が不十分であったこと、当社連結子会社の一部従業員のコンプライアンス遵守に関する意識が低かったこと、当グループの内部においてモニタリング体制が不十分であったこと、当社連結子会社の役員及び一部従業員の管理・監督が不十分であったことなどがあげられ、それらの不備によって発生したと認識しております。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記事実の特定は、当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

1 TKD社における内部統制構築のための対応

- (1) 経営者としての意識と執行能力を持った人材の採用・登用
- (2) 経理業務に対する具体的なチェック体制の構築
- (3) 棚卸資産の管理に関する業務フローの確立・徹底
- (4) 実在庫と会計帳簿の差異の定期的な把握

2 海外事業部の意識及び能力の向上と組織の強化

3 監査部の海外子会社に対する監査機能の強化

4 海外事業部、経理部、監査部等の連携強化

5 全役職員のコンプライアンス意識の徹底

以上